

マンホール等周囲舗装単価契約工事 特記仕様書

本契約に伴う施工にあたっては、新潟県土木工事標準仕様書に基づき施工するものとするほか、本特記仕様書を遵守して施工するものとする。

1. 適用範囲

本特記仕様書は、下水道マンホール蓋、蓋受枠、ガス・水道弁筐等と既設アスファルト舗装との段差擦り付け舗装補修工事について適用する。

2. 施工場所

施工場所は、監督員が指示した箇所を施工するものとする。また、監督員が指示した以外の箇所においても、請負者が段差を確認し、補修の必要があると判断した箇所は監督員に報告し、施工を行うか否かについて監督員の指示を受けなければならない。

3. 施工方法

契約における1箇所当りの面積は平均値として積算しているものであり、実際の施工においてはその面積にとらわれず、請負者の判断で個別箇所毎に必要な擦り付け範囲を適切に施工しなければならない。

4. 施工時期

請負者は監督員から指示を受けたらその都度、速やかに施工しなければならない。やむを得ず施工までに日数を要する場合においても、指示を受けた日より60日以内には完了させることを原則とする。また、新潟県が管理する国道、県道に関する箇所の施工は、遅くとも11月30日までに完了させるものとする。ただし、11月1日以降に指示する箇所についてはその都度協議するものとする。

5. 交通安全対策

道路上での施工においては、車両、歩行者の安全対策に十分に配慮とともに、道路使用許可等必要となる手続きは請負者が行うものとする。

6. 工事資料の提出

施工終了後、請負者は施工写真等工事関係資料を速やかに提出するものとする。なお、国県道にかかる箇所は2部提出するものとする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は監督員と請負者が協議して、その都度定めることとする。